

平成28年度 第2回掛川市行財政改革審議会議事録

日 時	平成28年 6 月21日（火） 午後 6 時00分 ～ 8 時10分
場 所	掛川市役所 4 階 会議室 1
出席者	南学会長、鈴木純一郎副会長、佐野かほり委員、富田まゆみ委員、西村康正委員、山崎美代子委員、山崎保寿委員、山本未央委員
掛川市	釜下理事兼総務部長、高柳参与兼財政課長、鈴木企画政策部長、深谷健康福祉部長、山崎参与兼地域医療推進課長、高川こども希望部長、鈴木環境経済部長、小林都市建設部長、太田都市建設部参与、中村危機管理監、平野南部行政事務局長、松浦会計管理者、山下水道部長、笹本教育部長、白畑消防長、田辺議会事務局長 高鳥行政課長、平松管財課長、山本企画政策課長、富田文化振興課長、山本文化振興課参事、松下こども希望課長、寺田福祉課長、中山学務課長、奥野図書館長、山田地域創生戦略室長、稲垣行革推進係長、戸塚、石川
傍聴者	29人（市議会議員 1 人、市職員19人、一般 9 人）

1 開 会

山本企画政策課長

ただいまから、平成28年度第2回掛川市行財政改革審議会を開催いたします。
私は、本日司会を務めさせていただきます企画政策課長の山本と申します。よろしくお願いたします。
それでは、はじめに南会長からご挨拶をいただきます。

2 挨 拶

南会長

みなさんこんばんは。
前はかなり刺激的なことを申し上げました。改革はまとめなければならないし、できなかつたら私も腹をくくると申し上げました。
具体的には、喫緊の課題として公共施設の問題がありますので、公共施設の管理運営をどこまで公務員がやるのか、逆に言うと公務員以外にできる仕事であれば公務員がやる必要はないということで、課題を提起しました。
本日は、公務員が関わっている公共施設の中から委員の皆様を選定いただいたいいくつかの施設について、公務員がなぜその施設に必要なのか、どんな改革ができるのか

という具体的な議論をしていきたいと思います。今日全て結論を出してしまうということではございませんが、今日の議論で論点を絞って、次回に向けた宿題を出して、早めの結論、早めの対応をしようということですよ。

例えば、指定管理者制度を導入するとなると、条例を改正し、公募をし、指定の議決、それから予算関係という手続きが必要です。なので、8月には意思決定をしないと、そのタイミングを逃し、すぐ1年遅れてしまう、このスピードの遅さが役所の制限です。この点が民間との決定的な違いです。皆さんがサボっているという意味ではなくて、議会の日程等は決まっておりますので。1年先送りになった際の時間コストという意味でも、早めに結論を出して進みたいと思います。

そういうことを言うと、公的な資金を使っているからこそ拙速は慎むべきだという意見がありますが、私の経験からすると、時間をかければかけるほど改革はやりにくくなります。

特にひどいのが大学なんですけど、私も経験しましたが、日本の大学の場合は個人個人縦割りで、最終的に全員一致しない限り動かないというのが現状です。毎月給料が貰えることを前提とすると、動かないことが一番楽ですから、自分がやりたくないことであれば常套文句を使います。それは、「そもそもの理念を慎重に見つめ直して、将来に禍根を残さないように時間をかけて議論した後、必要な改革を行うべきだ」というものです。その結果、ニュースでもありましたが、アジアの大学の中で東大は首位から陥落し、7位になってしまいました。はっきり言って、日本の大学はガラパゴス化していて、個別部局の理論が優先された結果、全体としては大きな不利益を被ることになっています。

役所の場合は、市民の税金で成り立っています。今までは、市民全体の利益を考えるとという意味で、改革は先送りされてきましたが、実はそれによって市民に相当被害が及んでおります。

御承知のとおり、自治体の場合はまだ少し進んでおりますが、国はメチャクチャです。今払っている税金がどの程度国民に還元されているのか。スウェーデンと日本は国民負担率がほぼ同じですけども、貯蓄率が全く違います。スウェーデンは福祉制度が整っていて、貯蓄をしなくても老後は大丈夫ですので、お年寄りが安心してお金を使い、それで経済が回っている。一方、日本は先進国で一番経済がひどい状況です。株価は上がらないし、円高は変な意味で進むし、ちっともGDPも伸びない。これは、やはり改革が進んでいないことが原因でもあります。アベノミクスはいろいろ言われていますが、保守系、革新系ともに一致しているのが、第三の矢である規制緩和のための改革が全く進んでいないという点です。地方の場合、少しは進みますがまだまだです。

大変長い挨拶になり恐縮ですが、私はやはりスピードの問題、時間コストを考えて、まず拙速でも良いから改革の第一歩を踏み出してみて、もし問題が起これば振り返って再度調整すれば良いと思っております。そのくらいのスピード感、思い切りがないと改革はできないと思いますので、その観点で進めていきたいと思っております。

従いまして、今日はいくつかの施設に対して議論しますが、かなり厳しい意見が出ると思います。これは皆さんをいじめるとか、公務員を排除しようとかではなくて、議論の場だと捉えていただいて、本来公務員がやるべき仕事は何なのかということをご一緒に考える場だということでご承知おきいただきたい。

それで、議論を進めていって少しでも早い改革に結びつけられればと思っております。また大変なことを申し上げましたが、私がやる以上は過激さで進んでいきますので、是非御協力をお願いしたいと思っております。

山本企画政策課長

続きまして、前回欠席された山崎保寿委員から自己紹介とご挨拶をいただきます。

山崎保寿委員

皆さんこんばんは。静岡大学の山崎と申します。

前回の審議会を欠席して申し訳ございませんでした。

私は、21年間県内の高校の教員をしておりまして、その後、長野県へ行き、10年前に静岡県に戻って参りました。

この行財政改革は大変重要なことと認識しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3 協議事項

(1) 公共施設等の管理運営形態について

山本企画政策課長

それでは、協議事項に移りたいと思っております。

掛川市行財政改革審議会条例第7条第1項の規定に基づき、議長を会長をお願いいたします。

南会長

それでは、時間も限られておりますので、早速、協議に移ります。

「公共施設等の管理運営形態について」ということで、事務局の説明をお願いします。

鈴木企画政策部長

今回、協議をお願いする事項に関しまして、事務局からご説明させていただきます。

前回の審議会におきまして、南会長から依頼のありました「公務員が管理運営を行っている施設についての調査」を実施いたしました。

調査は、公共施設等総合管理計画の対象施設である212のハコモノ施設のうち、市職員等が常駐し管理運営を行っている46施設を対象として実施いたしました。

学校施設、市庁舎の本庁・南館、南消防署、西分署は対象外としております。

調査内容は、別紙資料1のとおりで、職員数、公務員等の配置理由、民間が管理した場合の問題点等について、施設所管課からの回答を記載してございます。

委員の皆様には、この調査結果を事前にお渡しし、本日協議すべき施設について選定をお願いしました。

委員の皆様を選定いただいた施設については、資料に色づけしてありますので、これらの施設について、それぞれ委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

別紙資料2については、公共施設等総合管理計画から抜粋した資料でございます。

利用者数等の欄は機械的に導き出した数字ですので実態とは相違がありますが、御承知おきいただければと思います。

よろしく願いいたします。

南会長

ありがとうございました。

委員の皆さんが選んだ施設には資料に網がけがされております。委員の皆さんには順番に発言していただきたいとは思いますが、議論があっちこちしますので、資料1の1ページ目から順番にいきたいと思います。

最初は、学務課の3つの『給食センター』についての議論をしたいと思います。ここは正規職員が、それぞれ一人ずついて、調理業務等の民間委託がありますが、公務員が配置される理由として、異物混入・ノロウイルス感染等の安全管理・点検について市が責任を持って行う必要があるとしています。それから、給食費の未納・滞納については、強制的に徴収はできないので市が行う方が徴収率を上げられるという理由がついています。これについて、意見のある方いかがでしょうか？

山崎美代子委員

私は去年、給食センターの委員をしておりまして、どういう運営をしていくかとか、献立を立てたりと、1年間参加させていただきました。強制債権の件ですが、給食費の未納というのは私が思っていたよりずっと多くて、給食センターの所長さんとか、責任者の方が何回も電話をすとか、個別に訪問までされてたような気がします。ですから、それを民間に移してもうまくいくのか、というような話を聞きました。

民間ではできないのか、移した場合どんな違いがあるのかということですが。

富田委員

衛生関係の点で市の方が責任を持って行う必要があると書いてありますが、今はかなりの民間でも衛生管理が厳しくなっておりまして、別にここに市が携わらなくても、大丈夫ではないかと思えます。なにかあれば保健所が必ず入りますので、その辺はいかがでしょう？

それから、山崎美代子委員から話があった給食費の未納につきましては、給食センターに常駐でなくても、未納情報があれば、市役所で徴収をするというような形で、仕事を分類してはどうかと考えます。

山崎保寿委員

若干問題は異なるような事例だとは思いますが、こども手当が支給されております。基本的に全世帯の子供に支給されているにも関わらず、未納が多いというのはある面で矛盾があると思えますので、その辺何か対策があればと思うのですが。

南会長

だいたいその論点でしょうか。給食費の徴収と衛生管理の問題が出てきましたが、給食費の徴収のシステムについて、私も了解していないので、簡単にそのシステムと職員の配置されている意味、それから職員一人で全ての衛生管理はできないと思いま

すが、一人配置されている、その意味について、教育委員会の方、説明をしていただけますでしょうか。

中山学務課長

学務課の中山と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、給食費の未納の関係ですが、徴収に関しては、極力口座振替をお願いしています。ですから、口座から落ちなかった方がいて滞納が増えてしまうことが多く見られます。それに対しては、先程山崎美代子委員からのお話がありましたように、電話か訪問をさせていただいて、徴収に努めているところです。また、山崎保寿委員からありました、こども手当の関係ですが、滞納がある方には、こども手当から差し引くというか、そこからの徴収ということも、承諾を得られればできるものですから、そういったことも積極的に行っております。今細かい数字はわかりませんが、こども手当も現実に活用させていただいております。

あともう一つ衛生管理は市でなくても民間でできるのではという点ですが、現在も調理は委託していますので、今日は調理場の中の誰がどの作業をやるということがしっかり図面化されていて、どういったスタッフがどこにいるかがわかるようにしてあります。時間や動き等がわかるようにして、調理自体に関しての衛生管理は、民間委託している調理員で充分だと思ひます。

しかしながら異物混入やノロ等があります。ノロは給食調理員自身がかかるものと、家族がかかっているものとか、いろいろございますけれども、それに関しても、当然委託会社でも管理しておりますが、その方を出勤停止にするとか、調理をやめさせる等について、市の職員が的確に判断して、次の日の調理に支障が出ないようにしているのです、第三者的というのもおかしいですけれども、調理委託とは別の視点で職員が管理・チェックしていることで機能はしていると思っております。

南会長

ありがとうございます。これについてなにかさらに質問とかありますか？

ちょっと私からなんですけど、まず、給食費の徴収の問題について、各施設に一人ずつの配置する必要があるか。つまり、市の職員がある程度やらなければならない、それから、こども手当との相殺については、完全に民間委託するのは難しいかもしれませんが、業務量から、あるいは、その指揮命令下においてやるということに対して市の職員2名がそれぞれの施設にいる必要があるのか、これはいかがでしょうか？

中山学務課長

徴収のやり方は、単独で動くことはなく、最低でも二人一組になって訪問等はさせていただいております。電話はもちろん1対1ですが。

従いまして、ペアができない場合は、本庁舎にいる職員がペアとなって滞納整理をしているというような現状でございます。

南会長

その頻度はどれくらいですか？

フルタイムの職員として、一日の件数でいうと、二人一組であれば、少なくとも10件以上回ることを年間200日以上やっていたら2,000人に対応できる、ということに計算上なってしまいますがどうでしょう？

中山学務課長

はっきりした数字はありませんけれども、夜間訪問がほとんどでございます。ですので、多くて10件、話が長くなる等で2～3件ということもあります。

南会長

今日これから議論する施設もございますので、宿題として次回までに資料を用意していただきたいと思います。

一つは、給食センター職員が給食費の徴収をやらなければならないのかということを経営上の問題として整理していただきたいと思っております。つまり、学校給食全体を取り扱うのは、現場の給食センターではなく教育委員会の給食担当係であると思っております。徴収は夜間に対応するのであれば、必ずしも給食センター職員がやる必要はないし、教育委員会全体で担うことも可能ではないかという点について、整理をしていただきたい。

それから、もう一つは、異物混入やノロウイルス感染等に対して、すぐさま指揮命令等の対応を現場職員がする件数が年間何回あるのか、実績の数字を出してください。なぜかという、日常的に起こるわけでは無いので、少なくともセンター長一人だけ対応できる可能性があるだろうと思っております。私は職員を減らすという意味で言っているのではなく、公務員が対応するかどうかです。基本的には業務委託でありますので、異物混入・ノロウイルスに対する対策、つまり、その職員の出勤停止措置等は委託業務の中に含まれるのではないかと思っております。逆に言うと、この委託業務の仕様書の中にこの情報が抜けていて、現場対応としてセンター長がその業者と協議をして、そこで指揮命令をして出勤停止になるというのは、偽装請負になる可能性があるんです。そこは仕様書の書き方によると思っておりますが。異物混入とノロウイルスだけが業務委託の中で特異的に各センターに一人ずつの公務員を置かなければならない理由となっていることについてもう少し説明していただけますでしょうか。

私が申し上げるのは、件数から見て、3つの施設に一人のセンター長で対応できる業務量になる可能性がある、で、給食費の徴収については給食調理とは密接に関連しない債権回収の問題でありますので、これは教育委員会として個別に対応する可能性が出てくる。施設があるので公務員がいる、そこがまだ従来型の縦割りの発想に近いので、少し整理していただきたいと思っております。

私が申し上げるのは、人員削減をするという意味ではなくて、公務員がやるべき仕事かどうかです。公務員は民間に比べて人件費でいうと一人当たり300万円上回ります。東洋経済オンラインで掛川市職員の平均給与が年間約620万円です。国税庁調査によると給与所得者の平均所得が年間約415万円です。ここには約200万円の差があります。年収200万円は、人件費で換算すると、雇用主負担や退職金引当金、その他福利厚生を入れると、約1.5倍になりますから、民間と掛川市職員で比べますと人件費ベースで約300万円万の差が出ます。従って、職員二人を民間委託に置き換えられれば、これだけで年間600万円削減できてしまいます。おそらく公務員が何らかの形で管理しなくては

ならないことはあるかもしれないですが、それよりもまず、正規職員をそれぞれの施設に一人ずつ配置されていることに対して、もう少し詳しい説明が欲しいと思います。他の委員の方で何か宿題としてデータを提供してほしいものがあれば教えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

佐野委員

先程衛生面、H A C C P等のお話がありました。民間委託している部分について、おそらく彼らは公務員の皆さんより非常に厳しいものを持っているはずで、そのところの差をきちんと話していただけたらなと思います。よろしくお願いします。

南会長

民間と公務員の能力の問題の比較についてもよろしくお願いします。

では次の図書館についてです。

正規職員数は全体の1/3で、それ以外は基本的に嘱託職員だと思いますが、その辺について、まず正規職員以外の事務の方はなんでいるのか。それから有資格者、これは司書だと思いますが、中央図書館の場合、正規職員数が8に対して、有資格者数が13人、大東・大須賀図書館の有資格者数がそれぞれ8人、5人。これは嘱託職員の有資格者を含むので、正規職員の中の司書がどれくらいなのか。司書資格を持っている方の勤続年数と司書の資格を持っていない正規職員の平均勤続年数を説明いただきたいと思います。

奥野図書館長

3点のご質問でよろしいでしょうか。まず、正規職員でない職員のこと、正規職員である司書の人数、司書と資格がない職員の勤続年数、以上ですね。

まず、1点目、正規職員以外の職員については、掛川市では非常勤職員と言っておりますが、1年契約で更新されたりして年数の多い職員もいます。

それから2点目の正規職員ですが、全体13名うち司書が4名で比率は若干低いと思いますが、その他司書は非常勤職員という形です。

それから3点目に、勤続年数については数字が今出してありませんが、正規の司書は4人しかおりませんので、3年目くらいの職員もいますけれども、あとは、20年、30年と長い職員もおります。この資料では、その図書館での勤務年数とでするので短くなっています。司書以外の正規職員は確かに勤務年数が短いです。

富田委員

中央・大東・大須賀に、正規職員がそれぞれ8人、3人、2人ということですが、私も図書館を利用しますが、司書資格がない男性職員の方が必ず何名かいますが、そういう方がいなければならぬ、いた方がよいという根拠、その辺を教えてくださいたいのですが。

奥野図書館長

正規司書4人は、中央が2名、大東・大須賀に1名ずつ配置しております。

それから男性の司書以外の職員ですけれども、古文書等に詳しい学芸員の職員が大

東図書館、中央にあります。それから、全体を管理するというので、管理部門の職員などもおり、主に契約とかそれらの管理とか、例えば大東図書館には今正規職員は3名ですが、司書が1名、学芸員が1名、全体の管理として課長補佐が1名というかたちで営業しております。

南会長

図書館の管理運営を公務員が行わなければならない理由について、「利用無料の施設であり、収益や経費の削減に繋がりにくい」と書いてありますが、これは誤解ではないでしょうか。収益を上げる施設ではないというのは公共施設全般に言えることで、図書館に限ったことでは無いのですが、利用無料の施設というのが過大に強調されている気がします。日本全国見れば、図書館の中で物販、飲食の提供、カフェの設置というのはかなり一般的になってきてまして、図書館の利用は無料ですが、そこでの経済行為はなされる傾向にあるということが1つです。それから図書館法17条の中に、入館料と資料の提供についてはいかなる対価も徴収してはならないと、これは法律上明記されていますが、入館料以外、資料の提供以外は別に何も制約はない。従って、飲食の提供から物販その他をやっている図書館も数多く存在していますので、ちょっとこれはズレた見解なのかと私自身は思っている。

もう一つの問題は、市民ボランティア等々と司書との連携に支障があるということですが、日本全国の図書館の約15%は指定管理になっていて、全部公務員がやっていないケースもありますが、そこにおいて、市民ボランティアの関係に支障が生じたというのは少ない、あるいは聞いたことがない。逆に、公務員が管理していてもボランティアが無い図書館はいくつもあるわけであり、公務員がいなければ市民ボランティアとの連携できないのかをお伺いしたい。

これに関連して、地域資料の継続的な収集・整理・提供ができなくなると書いてありますが、正規司書の平均勤続年数から見て、中央図書館に2名、大東に1名、大須賀に1名で、これにより継続して提供できるという確実な保証になるのかどうか。20年、30年勤務の方がいますが、司書が4名しかいない中で、本当にこれが全部できる能力をお持ちなのかと、非常に疑問に思いました。これについてお答えいただきたいと思います。

同時に、歴史資料・その他については、かなり民間でも様々なデータベースは持っておりますし、系統的に集めるということに関しては、例えば指定管理というのは、20年でも30年でも管理ができるという制度でございますので、市がちゃんと資料収集方針さえ立てておけば、現場の資料収集というのは誰でもできるというか、一定の知識を持っている方であれば公務員で無くてもできると思います。

なので、まず利用無料で経費削減に繋がらないというのは違うのではないかと、それから、ボランティア・地域資料の長期継続は絶対公務員でなければできないことなのか、この3点についてお答えいただけますか。

奥野図書館長

まず、1点目の利用無料の点についてはご指摘のとおりです。利用料金制は導入できないので、決められた指定管理料の範囲内、限られた人件費の中でやっていくことは可能ですけれども、収益事業と抱き合わせるしかないと思います。

掛川市の中央図書館、大東図書館には、飲食コーナーを設置してまして、飲食も可能としておりますし、自動販売機で飲み物の販売もしております。

九州の図書館で、カフェを設置したり、書店を併設したりしておりますけれども、私どもの聞いている範囲では、この2年間黒字が出ていない。ですからそれだけ図書館で収益事業を行うことは簡単な事ではないと。なので中央図書館の範囲内で収益事業を行い、黒字化していくことは、簡単なことではないと私は思っております。

それから、2点目の市民ボランティアです。ご指摘のように、図書館の指定管理は可能ですが、社会教育施設全体で指定管理26.1%のうち、図書館は約15%ということで、そんなに進んでいるわけではありません。さらに今指定管理者から直営に移行した図書館が14館ございます。現在指定管理をしている図書館を見ますと、2割はNPO法人等で、8割が株式会社です。その8割のうちの6割が東京に本社を持つ1社が指定を受けている状況で、指定管理図書館の4割を1社が受注する寡占状態となっております。その会社は図書館用品を販売している会社で、その次に多く指定を受けているのは人材派遣の会社だと私の調べではなっております。そういう営利企業に対して図書館ボランティアが協力をするということが現実としてどうなのか、私の聞く範囲では実際指定管理をしているところで、ボランティアとの連携に支障がでていているところがあります。

それから、3点目に郷土・地域資料ですけれども、これについては、正規司書が4名ですが、他に非常勤司書を雇用しており、連携して業務を行い、継続的な運営をしております。指定管理者となった場合、指定期間が何年か分かりませんが、掛川市の場合は5年もしくは10年となるかと思いますが、継続して同じ管理者が指定されるかは分かりません。掛川市においても現に指定管理者の変更に伴い、職員が全員入れ替わる施設が出ています。そういったことで私達は掛川市の文化資料を守れるのかと大変危惧しておりますので、ぜひ慎重に検討していただきたいと思っております。

南会長

大体指定管理に反対する論点が全部出てきたのではないかと思います。全部反論できます。根本的なところでまず言いますが、収益事業がないと民間が参入できないというのは根本的な誤りです。指定管理とは一体何かというと、公の施設の管理運営を代行させるシステムですから、そこに利益を生み出し、その利益を基に運営させなければならぬということは全く無いです。つまり、利益が生じる施設が幾つかありますが、その利益は、一般財源に繰り入れるのではなくて、その施設の維持管理に使うのが、利用料金制の趣旨でありますので、施設で稼ぐという観点とは全く違う。これは、大いなる誤解なので、ここはまず直していただきたい。これは法律上の解釈で自然に解釈できることでありまして、収益施設に変えるのであれば、民間施設に変えれば良いだけ話ですから。

それから、経費削減に繋がらないと言うのですが、経費削減にものすごく繋がります。なぜなら先程言ったように、市の職員を一人民間に変えるだけで、一人当たり年間300万円という金額が確実に減りますので、経費削減には絶対に繋がるし、それが人員削減では無く、サービス低下とも違うということです。

それから市民ボランティアとの関係ですが、営利企業が指定管理者になるケースは図書館に限らず様々なケースであります。それで、寡占状態にあるというのが、全体

の8割の中の4割ということは、全体の32%でしかないのに、それを寡占状態と表現するのはいかなるものか。日本の全図書館3,500館の8割だったら、それは寡占状態でしょう。実はこの会社は私も良く知っていますが、3,500館の8割はこの会社のデータベースを使っていて、既に寡占状態にあります。ただ、これについては、公正取引委員会その他を含め、寡占状態と認めていないんです。なぜなら、その企業が新刊書・その他について最も進んだ、時間的に早いデータベースを持っているにすぎない、それだけのことです。ですから、寡占状態という批判にはまずあたらない。

営利企業に対して、市民が協力するのが好むか、好まないかというのは、図書館で稼ごうとする企業については市民も協力しないかもしれませんが、図書館で稼ぐことを目的をしているのではなくて、図書館の管理運営をより向上させてよりサービスを強化するために株式会社という形態がたまたまあっただけで、この株式会社は図書館で儲けているわけではない。

もう一つの言い方として、人件費や資料費を削減するから、そこで経費を生み出すという言い方、これは、反対している方に多くいるんですが、これは明らかに、自治体、つまり発注者側の責任回避です。なぜなら、発注する以上、特に指定管理の場合には契約行為では無く、協定書に基づく行政処分行為なので報告書の提出その他については、役所は契約以上に厳しく管理できます。従って、人件費がどのくらいか、つまり、費用削減にあたらぬ程度の給与をきちんと確保できているのか。それから、資料に対しても、きちんとした管理・報告を求めそれを適切に指導する権限は全部役所の側なので民間企業が人件費を削ったり、資料費を削って営利行為を行うようなことがあれば、これははっきり言って役所側の怠慢に過ぎないです。

それから、地域資料についてですが、掛川市は非常に細かなきちんとした資料収集方針、資料ページ数にして20~30ページの資料収集方針をお持ちでしょうか。実は、資料の収集に関して民間だとできないという意見がありますが、資料収集方針をきちんと明記して、誰もがその方針どおりやることを明記している図書館は、日本にはほとんどないそうです。資料収集方針さえしっかりしていれば、それを代行するのは誰でも構いません。むしろ公務員よりも民間の方がより自治体間を跨がったり、様々なことで効率よく収集をする可能性はあるわけで、まず一番の問題は5年とか10年とかで指定管理者が変わることよりも、きちんとした資料収集方針をお持ちかどうかということです。

今までの中で、まず人件費を削るからダメだよというのは完全に打ち破りました。もし反論があるんだったらおっしゃっていただきたい。それから寡占状態について、これもさっき申し上げましたようにたかだか3割程度でしか無い。むしろデータベースの8割は逆に民間に頼っているのが現実です。国会図書館のデータベース、ジャパンバンクにしても、非常に時間が遅いということでこの企業のデータベースが使われているという現状あります。この企業のデータベースが8割なのは、公益財団法人図書館協会の業務を全部譲り受けたというか、やらされたというのが出発点ですので、むしろ国としての問題が一番大きいということです。これもたぶん反論できないと思います。あとは資料収集方針をお持ちかどうか。これについてお答えいただければと思います。

奥野図書館長

資料収集方針はA 4サイズ2ページ程度のもので収集をしております。

先生は図書館を指定管理化することを想定してると思うんですが、その場合、公務員はそこから引き上げます。そのときに図書館をチェックするのは誰なのでしょう。

南会長

ごめんなさい。ここにもものすごく大きな誤解があるので、一言だけ申し上げます。

指定管理者制度は地方自治法の244条の2という条項でしか規定されておられません。この中には、公務員が引き上げるとは一言も書いてないです。業務の範囲は条例で定めることになっていますので、全国には公務員と民間が同居している指定管理施設はいくつもあります。なので、指定管理だから公務員がいなくなるということはない、を前提に議論してください。

奥野図書館長

図書館での実務経験が少ない、あるいはないという職員が増えていく、それで図書館の業務をチェックできるのか、その点について私は危惧しています。

株式会社が営利を目的としないのであれば、それは株主に対する背任行為だと思いますが、その点についていかがでしょうか。

南会長

株式会社にとって、スケールメリットがあるので人員管理だとか、サービス水準において適正利益を上乗せするのは当然のことでありまして、これは背任行為でもなんでもありません。営利企業だから図書館から吸い取っているという観点が最も問題でありまして、実は、営利企業がやってもそこに利益の部分があるということです。逆に言うと、日本の場合はたった28単位さえ取れば司書資格が取れますので、専門家と言えないレベルなんですけれども、公務員が直営という形で、その資格すら無い公務員が一般職として存在すること自体、経費の無駄遣いではないかということです。

富田委員

先生のご意見に加えてなんですけれども、先程資格を持った者が長くそこにいないというお話でしたが、図書館のカウンターに、本のことを全然分かっていない男性の職員がいらして、本の場所を聞いても答えられないし、借りるときの作業にしても全然分からずに、隣にいるパートの人に聞いて二度手間になるようなことが実際ありました。それを見てしまうと、私は非常勤でもいいから、本のことを少しでもわかっている人がカウンターに座っていてくれたら、図書館を利用する側からしたら、すごくありがたいなと思いました。

あと今はもしかしたら変わったかもしれませんが、本に対して知識の深い方であっても、5年か6年で勤められなくなるようなシステムがあると聞いたので、非常に残念だなという思いがありました。ですから、きちんとした資格なり、資格が無くても本に造詣が深い方がそこにいて、利用者に対してサービスを提供することが非常に大事だと思いますので、その辺を含めて、公務員が必要かどうかと感じます。

奥野図書館長

今ご指摘を受け、その通りだと思います。

カウンターで詳しくない職員が対応する場合もあり、それはチームで他の詳しい司書と同席させるようにしていますが、そういう点でご迷惑を掛けたことは申し訳なく思っています。ただ、非常勤は司書の比率が高く、司書を優先的に採用しております。それから、先程1年更新と言いましたが、掛川市では最長10年までの更新ということで、事実10年経過すれば退職しなければなりません。指定管理の場合も指定期間等で継続勤務できるか問題があると思います。

南会長

指定管理を何年にするということはありますが、例えば寡占状態にあると言われた、私は寡占では無いと思っていますが、その企業の場合は勤続10年、20年の方はいくらでもいます。5年ごとの更新に対して、継続の割合は8割以上ですし、会社の社員として雇っているのです、仮に別の図書館になっても、その図書館での勤続の経験が活かせる。掛川市では、10年雇用して退職になってしまうと、もう10年以上の方は雇えないわけです。雇うときにはゼロからの職員として雇う。司書資格はあるといっても、日本の場合は入り口資格で完成資格ではありません。そういった意味で、民間にしてもなんの支障も無いだろうと私は思っています。

時間のこともあるので、宿題として資料を用意していただきたいのですが、まず、先程いったデータが無いというので、司書の資格を持っている職員の方の勤続年数、それから司書の資格を持っていない一般職公務員の勤続年数、嘱託の方は10年以内ということですのでいいです。

それから、職員に対する研修なんですけど、どのくらいの頻度で行われているのでしょうか。司書の方とそうで無い方、これは職員の方と嘱託職員の方と分けてご回答いただけたらと思いますが、私が見る限りにおいて、日本の場合、公務員の司書という資格を持っている方でも、研修時間が年間に多くても5時間程度で、ほとんどゼロに近いところが大半です。先程申しましたが、日本の大学の場合、124単位中28単位取れば司書資格が取れます。短大の場合、62単位中28単位です。従って、世界各国の数字から見て日本の司書というのは入り口の資格になっております。私が訪ねた韓国・台湾、それからシンガポール・アメリカ等々幾つかの外国の場合には、司書というのはライブラリアンと英語で言いますが、この方の大半は博士号取得、ないしは最低でも修士号取得の方です。専門家として勤続年数がものすごく長い、しかも各図書館に一人か二人くらいしか配置されていません。その他は全てボランティアやパートタイムというのが現状です。特にこれはアメリカでの顕著でした。そういった意味で、日本の場合、司書というのははっきりいって専門資格では無いので、やはり研修が必要です。この研修をどのくらいの頻度でやっているか。私は民間の会社に研修を頼まれて行っていますから、民間でどれくらい研修を行っているかというデータもありますので、それはそれでまた比較してみると、民間の方が研修時間が非常に長いということです。勤続年数も非常に長いです。そんなことも含めて、勤続年数と研修の回数をきちんとしたデータでいただきたいと思います。

それから、資料の収集方針ですが、郷土資料、あるいは地域資料以外の一般図書の収集方針はあるはずですので、この現物そのものを是非出していただきたい。

それから、年間図書購入費がいくらで、図書購入にあたって、誰がどのような意思

決定をするのか。一般的には地域や全国的な書店から「見計らい」という形で毎月何百冊か寄せてその中から選ぶという過程だと思いますが、これは第一次的な選書を書店に任せているということです。専門の司書であれば、図書購入にあたって専門性を発揮して掛川市の図書館において必要な資料を全部リストアップし、資料収集方針に基づいて、1冊1冊全て指定するかどうかは別として、逆に書店に資料購入依頼をするくらいの必要があると思いますので、詳しく選書の過程をおしえていただきたい。どのくらいの頻度で、誰が意思決定をし、どのような仕組みでその本が図書館に並ぶのかということについて、資料を用意してください。

他に意見がある方がいでしょうか。よろしいでしょうか。

私は図書館に詳しいので、また事務局を通じて追加の資料をいただくかもしれませんがよろしくお願いします。

次に地域医療推進課の「ふくしあ」施設ですが、これについてご意見いただければと思います。

鈴木副会長

これは私が選定しました。資料に「ふくしあ機能の重要な部分である多職種連携における情報共有や各課との速やかな連携」とありますが、これがなんで市職員でないといけないのかというのがわからない。民間ではできないのでしょうか。市職員ならできるのかもしれないけれど、民間の方だってできるではないかと思っております。市職員と民間の方について、基本的な能力差は無いと思います。要するに与えられた仕事を遂行していく能力については差は無いと思うし、ましてやマニュアルなり、方針が明確になっている場合には差は出てこないだろうと思うんです。何が違うのか、それはよく分かりません。一つの例として先程話した給食の異物混入とノロウイルスの話ですが、それも対応マニュアルがあれば誰でもできると思うし、もし対応できないことがあったら市職員でも同じように対応できないと思います。こういうトラブルはそんなに発生することでは無いので、そのことのために市職員がいるという必要があるのかと思うのです。

ですから、ふくしあ全体の仕事の品質とか生産性とか、そういう全体管理をしている場合は必要だと思いますが、ただそうだとすると、各ふくしあに何人も居る必要はないわけです。私は民間ですので、仕事を通じて社会の役に立っていると自負しています。なので利益も上がっていると思います。ですから、民間でできる可能性があることについては民間に任せれば良いと思うんですね。皆さんは民間に任せると問題が出るかもしれないと思って職員がやるべきだと思うわけですね。まず民間にして、ダメなら修正していくということで良いと思うんです。なぜか言うと、経常経費を削減することは、どの地方公共団体にとっても喫緊の課題です。その課題を解決していくためには、人員を削減するのが一番重要な、あるいは一番近道、一番効果がある手法なんですね。ですからそういう意味でも民間にできる可能性がある事は民間に任せるという考え方に転換していただくことを是非お願いをします。

南会長

追加で地域医療推進課の方に説明いただきたいのですが、今言ったように、民間でできることは民間というと、正規職員数がそれぞれ施設に3人、7人、3人と書いて

ありますが、有資格者が一人しかいないということは、一般職の公務員でもいいのかというのがまず1点。

それから平均勤続年数が一律2年なんです、だとするとは専門家でないということ。

それから有資格者の資格とは何か。

その辺について説明をいただけますか。それから民間に置き換えることがどうしても不可能な場合の理由についてご説明ください。

山崎参与兼地域医療推進課長

有資格者は保健師です。

職員は行政職、一般行政職の職員を配置しております。ふくしあ全体で96名の職員がおり、その内の行政職は18名でございます。行政以外では、訪問看護ステーション、これは法人や県看護協会です。それから、包括支援センターを社会福祉法人などの法人に委託しております。あと社会福祉協議会の職員がおります。中部ふくしあにおいては、地域医療推進課の職員が場所を移して事務をしていますが、急患診療所を運営しておりますので、その運営のため職員を配置しています。

業務は小笠医師会とか歯科医師会・薬剤師会への委託や医療事務委託、守衛業務委託など諸々の委託をしておりますが、行政として、施設の開設者としてやらなければならない仕事を担当するという形で市職員がおります。ふくしあは多くの職種が連携して相談や支援、健康支援活動等を行っておりますので、市はその業務を繋げるという役割が大きいです。鈴木副会長がおっしゃったように、横串をさす仕事をしていくことを市職員の役割として、配置しています。あえて行政職をおくことで繋ぎをよくして制度に則ったサービスもうまくいくよう目指しています。包括支援センターがそうしたことをやってるのではないかと思われるかもしれませんが、いろんな市町に同じような組織や団体が活動していますが、連携が良くないことの不具合等が多々あると聞いていますし、市がしっかりと支えていくことが各事業者や支援者・民間の人たちがうまく活動できることに繋がると思って活動しております。今答えになったかはわかりませんが、以上です。

富田委員

私は去年他界した父をずっと介護しておりまして、入り口は地域包括支援センターで介護士の方や訪問看護ステーションを紹介していただき、色々手厚くやっていただいておりますが、今回こういう立場で携わるまで、社協と訪問看護ステーションが、市職員ではなくて外部団体だということを初めて知りました。

実際に自分が色々なサービスを受ける立場とすると、実働部隊として動いてくださるのは、訪問看護ステーションの看護師さん、子ども相手に色々やってくださる社協の職員の方なんです。それでその方たちといろんな連携をとって助けていただいているという状況の中で市職員の方がそれぞれの連携を作るためにそこに配置されなければならないと今おっしゃいましたが、例えば、大須賀と大東と掛川で、一つずつではできないのでしょうか。掛川地区を3つに分けてまでやらなければならない仕事なのか。実際にサービスを受けている一般市民として、自分の経験からそのような疑問が生まれましたので、その辺を教えてください。

山崎参与兼地域医療推進課長

事例を通しての経験の中では、非常に時間的に早く対応ができる、回答や提案を早く出すことができるという事例がたくさんあります。そういった点で、かなり効果があると思っております。

鈴木副会長

先程からお聞きしていると、市職員の方が良いと言っていますが、市職員でなくてはならないというお話になっていません。私は、市職員でなくてはならないという理由があるのでしたら、それをお聞きしたいのです。民間でもできるという可能性があるのですしたら民間にするんだという、そういう考え方を持って欲しいと私は言っているのです。

山崎参与兼地域医療推進課長

行革が進められる中でふくしあのあるあり方、職員の配置についても検討をしておりますし、よく話題にもしております。行政が居る意味は何かということは日々話し合っておりますが、民間の、つまりふくしあにいる団体の方が、自ら、もしくは他の方が加わってうまく回っていくことができるようになったならば代わることはできるかもしれませんが、現時点では行政でなければ、他に代わりはないと思っております。それと、そこに一緒に居なければ、スムーズに行かない部分も確かにあり、今、行政と各団体とは協定を結びながら情報が円滑に流れるような取り決めもして進めていますが、民間より良いかどうかはわかりません。

南会長

公務員の方が同じ役所に勤めてるから連携もとりやすい、これは一般的には言えることだろうと思えます。人件費コストがアップしますので、それを民間に置き換えられないのかという観点から、議論しているわけで、絶対にこれは民間ではダメなんですというようなことがあれば、それはもちろん公務員がやるべきでしょうけれど、残念ながら今のところ絶対公務員でなければできない仕事というのがあまりないんです。法律的な配置義務はともかくとして、その辺の説明が一番必要なので、どちらかといえばではなくて、絶対にこれは公務員でなければできないという説明をしていただきたい。

鈴木副会長

私がこう言うと皆さんが防御姿勢になっていると感じます。自分たちを守ろうという発言の仕方になってしまっていると思うのです。そうではなく、我々是一緒になって経常経費を削ったり、市の財政を正常化したり、次の世代に負債を残さないような財政にしていくことなど、そういうことを考えているわけで、一緒に前向きになっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

山崎参与兼地域医療推進課長

ふくしあに関しましては、最初のふくしあを設立してから5年が経ちますので検証

が必要ということは承知しております。こういった形でその検証を示すことができるのか、本年度も取り組んでおりますので、ご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

南会長

今の説明を聞いて、給食センター、図書館、ふくしあについて共通でお願いしたいことが一つできました。公務員が携わっている業務の内容を分解し、単なる連携業務だとか、事務一般ではなく、具体的にどういう業務をやられているか。例えば図書館だったらカウンター業務、選書業務、発注業務とかがあると思います。給食センターだったら、具体的な異物混入、その他についてのチェックをどれくらいでやっているか。まず業務の内容を全部列挙して、それについて、年間ベースでその業務ごとにどれくらいの人員が必要か。これは0.1人、これは2.5人など、つまり年間の業務時間数をおおまかなところで割り振って、あまり細かくしてもしょうがないので、最高でも小数点以下二桁で出していただき、その合計数が公務員数にぴったり合うという、そういう表を作っただけじゃありませんでしょうか。たぶん人事要求等でどこの役所も持っていると思います。それで、民間では絶対できない業務には×をつけてください。民間でも可能なもの、或いは役所がやった方が良いものには△をつけて、役所がやった方が良いものには具体的な理由も書いてください。×と△をつけたものでも、明確な理由が無い以上、民間に置き換えても良いのではないかという表です。また、事務局と書き方その他について打ち合わせさせていただきますが、少なくとも業務の一覧表を作って、公務員がいるべき仕事かどうかを考えるとと思っています。今伺ったのはこのふくしあ全体で18名の一般行政職がいらして、様々な委託発注業務だとか、いろいろ連絡調整されているということですが、18名も一般職が必要なのか。これをもし分解すると、絶対に必要なコーディネーションはせいぜい1/3でいいかもしれない。他は民間でもできる業務をやっている可能性がある。現実には18人がきちんと公務員でなければできないことをやっているのであれば、それはそれで構わないので、そういった表を作っただけですでしょうか。

では、時間の関係もありますので、次の文化振興課に移りますが、これにご意見ありますか。

佐野委員

ここに公務員等の配置理由として、ホールの管理を長年行っておりノウハウがあるためと書いてあります。これは民間でもノウハウはありますので、このところを教えて欲しいということと、振興公社は文化振興の推進主体としての役割があるということになっていますが、この文化振興の推進がどこまでどんな形で進んでいて、その必要性について教えてください。

山本文化振興課参事

現在、私は振興公社に出向しています。まず、振興公社というのは、掛川市の職員に準ずる職員ということになっています。少し余談になりますが、公社の歩みについてお話ししますと、旧掛川市が、昭和58年に生涯学習センター、いこいの広場を管理・運営するために生涯学習事業団を設立しました。それから、旧大東町では、文化会

館シオーネとシートピア、吉岡弥生記念館を管理・運営するために、大東町振興公社が立ち上げられ、市町村合併を機の一つになり、平成17年に指定管理者制度を取り入れて、24年から公益財団法人を取得し、現在に至る状況です。

それで、先程のノウハウについてですが、もちろん施設の運営自体は他の企業にでもできると思いますが、文化事業も含めて行っているのが、その全体運営を行っているのが公社となります。それから、昭和58年からでありますので、多くの文化団体や芸術家の方と友好的関係が築かれてきているというのが2点目です。それから3つ目ですが、長年の経験がありますので、例えば舞台の関係や企画の関係などのマネジメント力もあります。それから、公社のメリットでもあります、異動が少なく、同じような職種をしているということで、かなり専門性をもったスタッフがいて、お客様へ継続的にサービスが提供できているのではないかとというのが、4つ目です。それから5つ目としては、地元を主体に発生した事業団、それから公社ですので、地元に着した展開、ネットワークを活かした提供ができていると思います。

これがノウハウということ。私からは以上です。

富田文化振興課長

市の文化振興と公社の関係でございますけれども、掛川市におきましては平成27年2月に掛川市文化振興計画を策定しまして、その中に公社の役割、位置付けをしています。掛川市生涯学習振興公社は、芸術文化を中心に、映像文化や生活文化を取り入れた文化全体に対する施策の推進主体として、市とともに推進していくという役割を担っています。それから、文化振興にあたり、公立文化施設の役割等を計画の中でも位置づけし、市と公社が連携しながら推進しています。

南会長

振興公社の正規職員数が、生涯学習センター3名、文化会館シオーネ7名で、平均勤続年数が3年～5年程度であり、全然専門的ではないと思いますが。

山本文化振興課参事

学習センターや美感ホール、シオーネにも異動はありますが、職種自体は文化事業とか、ホールに関しては同じ事業をやっていますので、専門性があるというか、自然に芽生えるというか。

南会長

生涯学習センターと美術館、それが専門性と言えるのですか？

山本文化振興課参事

二の丸美術館は今年4月から、ステンドグラス美術館は昨年6月から管理運営をしております。

南会長

この説明では専門性が十分ではないと思います。学芸員として、どういう実績を持っているのか。例えば、様々な学術研究に対して論文を執筆したとか。学芸員には、

必ず得意な分野がありますから、どういう研究をして、どんな企画ができるのか、さらに言うとホールの運営に関して、これは全くの委託で、さらに再委託でということですね。施設管理の問題と、学芸員の業務はどういう専門性に分かれているのでしょうか。なぜかという、日本の場合、学芸員はプロではないんです。単位を取っての資格ですから。私は優れた学芸員を何人も知っていますが、その方たちは芸術・一般なんて一言も言いません。もちろん音楽・美術・その他いろいろジャンルがありますし、その中でも得意なのは音楽ならジャズなのか、クラシックなのか、美術なら中世なのかとか。そんなに人間は万事の能力を持っていませんから、学芸員というのは専門性というのが非常に限定されます。専門家として配置しても、その専門性が活かないケースがいっぱいあるんです。その説明はいかがでしょうか。大変意地悪い質問に聞こえるかもしれませんが、それくらいの緊張感が絶対に必要だと思います。なぜかという、この振興公社の職員は、基本的に公務員と同等、ないしはそれ以上の給料を貰っていますよね。

山本文化振興課参事

そうです。

南会長

ということは、それに対する専門性がない場合には、きちんとした施設管理の問題と、企画をする場合の委託の先は、全て変わってくるはずで、同じ学芸員の方が正規職員でいるといっても、学習センターやシオーネが5年、美術館で1～2年というように文化ホールと美術館をコロコロと人事でローテーションを組むというのは、専門性なんて一切無いということです。これについての説明はいかがでしょうか。

ごめんなさい。ちょっときつい言い方しました。

山本文化振興課参事

二の丸美術館は今年度からになりますので、コロコロ変わって専門性がないといえればそうかもしれませんが、学芸員の配置自体は、二の丸美術館とステンドグラス美術館は変わりません。

南会長

ステンドグラス美術館はオープンして2年くらいですか。そこの学芸員の専門性はちゃんと証明できるような経歴をお持ちですか。二の丸美術館も。それぞれ4名、2名いますが。

山本文化振興課参事

それは、経歴というか学芸員の資格を持っております。

南会長

少なくとも学芸員として専門職の人を配置する以上はそれなりのものがないと、たとえ公社であっても選考の過程としてはまずいと思うんです。公務員の学芸員というのは非常に難しいので。

先程、人事異動が無くて、専門性をお持ちだという表現があったので、専門性はどこで担保されているのかという意味での質問でした。これも資料要求になりますが、学芸員の方々が、二の丸美術館の趣旨、それに関連する資格内容と、さらにいうと、あまり実績は無いかもしれませんが、4人もいますので、実績や今後の見通しについて資料を提供してください。ステンドグラス美術館も全く同じです。ステンドグラスにおいて、本当に専門家なのかを含めて、その辺りの資料をいただきたいです。

それから、生涯学習センターなどのホールが3つもありますね。10数万の人口の掛川市の中にホールが3つも、しかも1000人ホール、200人ホール、600人ホール。これはちょっと過重だと思います。これについて、公務員等がやるかとは別として、ホールの必要性について資料をいただけませんか。なぜならば、1000人が埋まる事業というのは滅多にない。半数か、1/3以下というのが大体の動員数です。従って、これだけのホールが必要なかどうか。で、生涯学習センターはかなり老朽化していますよね。シオーネの方で、大型の企画はやってもらい、このホールを閉めることによって、音響や照明など管理についての委託料が相当減ります。これが可能かどうか検討していただけますか。はっきり言って、1000人・200人・600人のホールを全部稼働させることは、掛川市にとってはあまりにも過重です。そんなことを含めて資料をお願いします。

鈴木副会長

生涯学習振興公社、それと体育協会。これが問題だと思っています。給与も高いですし、市のいろんな施設でいろんな仕事をして、はっきり言ってしがらみがあると思っています。それで、あえて聞くのですが、他団体では従来と同じような事業展開ができるか懸念があると書いてありますが、そうあれば今までの公社のノウハウを他団体に継承して、むしろマンネリを打破して思い切ってやってくれと、全て民間企業、別の団体をお願いします、そういう気はありませんか。

富田文化振興課長

振興公社の指定管理者としての課題について市でも整理しているところです。公社自身もこれまでの課題を整理し、見直すべきところは見直していく必要があると思っています。

南会長

振興公社は、この施設の指定管理者以外に市から業務委託を受けるだとか、何らかの事業は営んでいますか。

山本文化振興課参事

委託の事業はあります。

南会長

金額、件数、内容はなんですか。

山本文化振興課参事

28年度予算ですと、4事業で2700万円です。

南会長

この振興公社以外に委託している文化芸術事業はありますか。文化芸術活動、或いは生涯学習でも良いのですが、公社以外の団体や民間企業への委託はありますか。

聞きたいことは、生涯学習振興公社が文化分野の全事業を独占しているというのは、先程の図書館の話以上に問題だと思います。つまり、様々な文化芸術活動、生涯学習活動は、ものすごく広範に渡っているので、様々な委託や協力関係が生じると思います。公社の正規職員が15人で、その内学芸員は6人と非常に偏っているのです。この全分野に渡り、全事業を市に代行してやるには組織的、能力的に十分でない可能性があるなど。

市全体の生涯学習、文化事業に対しての方針に合致しているおっしゃいましたが、それが何故、この生涯学習振興公社に全部一括になっているのか。市は一体何をしているのか。委託している事業以外の市の文化振興、生涯学習事業の一覧表をいただけますか。

他にはいかがでしょうか。

山崎美代子委員

私は自分の趣味で音楽をずっとやっているのですが、生涯学習センターとかシオーネを利用していただいています。学習センターは駅から便が良いですが、シオーネは車でほしい30分。その辺で集客というのも、掛川市は海から山まで広がっていて、近くの施設に行くと思います。

私達が利用する際にはこちらで主催してお金を払って施設を貸していただくかたちなので、振興公社が主催されている事業の内訳を知りたくて、中身がもっと埋まる仕組みになれば良いと思いました。

富田委員

大東にシオーネや図書館ができて、非常に喜んでいるわけですが、ふくしまもそうですが、健康だとか、文化振興は、やはり人間の内面を作っていくものですので、是非赤字を埋めつつ上手にやっていける方法を探っていかなければと思っています。

先程振興公社は職員が長年やることによってマネジメントの力があるとおっしゃっていました。シオーネで色々なイベントをやっていただきましたが、マネジメント能力やノウハウがあると言われても、実際は職員ではなく私の友達がその中に入ってかなり意見等をして、イベントをやっています。本当に職員の方が幅広い知識やノウハウがあって、どんどん進めるかというところ、結局はマンネリ化するから外から色々な意見を取り入れてということしかないと思うのです。なので、もうちょっと職員数を減らした上で、色々なノウハウを取り入れてできるような形を探る必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

山本文化振興課参事

私も市の職員で、公社の立場とすると、公社の人間として意見を聞く必要があるも

のですから、また資料として提出させていただきます。

南会長

今回の議論は振興公社の業務の内容ですけれども、公務員と同等の身分、給与体系をお持ちなので、公務員として見ても良いわけですね。公社の正規職員がどの程度の専門能力を持ち、発揮しているか。委託に出せる業務なら出した方が良い。本当に専門能力であれば、こんなに人数はいらない。それと、コーディネーションをやり、もっと文化芸術、生涯学習に一般的な能力をお持ちで、さまざまな外の資源を使っただけの方がやっぱり一番必要だと思います。そういう職員は10人以上いるとまとまらないし、コアになる方が5人くらいで出張費をその分つけてあげて、全国各地、或いは海外を含めて様々な研修をしていただいて、能力を磨いていただいてやっていき、地域に尽くしていただくというのが、一番理想的かなと。そう簡単にいくとは思っていませんが、やはり給料と身分が安定しているという以上は、それだけのコーディネーション力というのは持っていないと、市民から見た場合に、疑問を持たれてしまいます。ということで、専門性、コーディネーション能力、役割という点で、是非見直しを考えていただきたいと思います。

続いて、こども希望課について、ここは正規職員がかなりいらっしゃるようなので、この辺りについて説明をいただけたらと思います。

松下こども希望課長

市内には公立幼稚園10園と幼保園1園があります。幼稚園は教育基本法によって、地方公共団体か学校法人のみが整備できることになっております。大東大須賀区域の公立幼稚園は8園ありますけれども、建設から平均36年が経過をしています。そのため、園舎の老朽化が進み、また保育ニーズの上昇により、園児数が定員割れを起こしています。そこで、現在、大東大須賀区域認定こども園化推進委員会を設置いたしまして、認定こども園化による施設再編、整備場所、民営化等について協議しております。7月22日の第5回委員会で提言をいただく予定です。

掛川区域の乳幼児センターすこやか他2園についても、民営化を検討しております。

南会長

このシステムは変わるということですね。

松下こども希望課長

そうです。

南会長

公立幼稚園の多さに驚いています。横浜市は公立幼稚園はゼロなんです。全部民間の幼稚園で約400園くらいあります。人口が300万人を超えていますから。それで別に何の支障もなかったということです。現在、公営幼稚園の存在はかなり珍しいと思っています。それが認定こども園化され、公民連携の形での運営に変わるということです。これは是非進めていただきたいと思います。ちなみにくだらないことですが、私が横浜市役所時代、当時の市長が0・1・2歳を保育所が担当して、3・4・5歳

を幼稚園が担当するという、いわゆる縦割りの保育・幼稚園では無く、年齢による保育と幼児教育で分けたらどうかと言ったのです。これは機械的に分けるということではなく、人間の割り振りからするとすごく合理的だと思います。早速神奈川県庁に照会したところ面白い回答で、幼稚園は不動産業等あらゆる業務を兼業できるんですが、唯一できない兼業が保育業務なんです。これは非常に面白い。実は幼保一元化の問題というのは皆さんご承知のように何十年も厚生省と文部省がずっとけんかをしていて絶対融合しませんでした、やっと認定こども園ができた。でも、各省庁の縦割りというのはすごく大きくて、これにより国民はだいぶ被害を被っていたという、ひとつの逸話です。幼稚園は保育事業だけが兼業できないという、こういったことを国はやってきた。その影響が自治体にはあるので、幼稚園と保育園の壁がまだまだ突破できない。認定保育園ができて、実際には難しいことがありますけれども、世の中の一つの進歩になったのかもしれない。

他にご意見はありますか。

これは公民連携ですけれど、具体的な組織体制、或いは推進体制についてご説明いただけますでしょうか。公務員がどう絡んで、その認定こども園の運営実施をするか。企画や様々な調整役は公務員がやるべきだと思いますけれども、実際の子どもに対すること、つまり、それぞれの認定こども園での活動は民間で十分だと。もちろん図書館の時に生まれましたけれども、安い賃金で必要以上に経営者が儲けては、これは絶対にダメなので、市が指定管理や委託する以上は給与実態を明確にし、報告を求め、金の使い道についてコントロールするということが大前提ですけれども、相場からいけば民間の方が人件費が安くなる。きちんとした監督をする場合には、同じ人間ですから同じ保育或いは教育をすることでできるのではないかというようなことがありますので、推進体制についても簡単な資料をいただけたらと思います。

松下こども希望課長

推進委員会の資料を提出させていただければと思います。

南会長

そろそろ時間が迫って参りました。最初に申し上げましたように、きつい言い方をしたところもありますが、失礼をご容赦いただければと思います。

あくまでも公務員の役割というのは何なのか。できるだけ効率・効果的にやるには民間の力をもっと活用する方が良い。現に人件費ベースで一人300万円の差がある。これは残念なことで、本当は民間がもっと上がれば全然問題ないことなのですが、現実的にはそうであります。市民の税金をより効率的に使うのであれば、民営化を進めることなると思います。

それから、図書館のところで言いかけましたけれども、指定管理は決して全部を民間に任せる制度ではないです。公民連携の制度でございまして、業務の範囲を調節しながら、つまり、条例や協定書の中で定めるということなので、公務員と民間が同居しながら、公務員の指揮・命令により、民間が業務をすることも可能で、というか、それが私は本来の趣旨だろうと思います。指定管理というのはそういう制度です。だからこそ契約行為はなくて、一方的な市の行政処分行為として、行政側が一方的に取消をしたりできる制度になってしまうんですね。だから、行政主導ではありながら、

現実の仕事は民間の方により効率的にお任せするというのが指定管理の制度なので、この辺をお酌みとりいただきながら、先程宿題や資料をご提出をいただければと思います。

他の委員の方どうですか。

山本委員

私は旧大須賀に住んでいますが、幼稚園の再編という話を大変興味深く見させていただきました。今、甥や姪が保育園に行っておりまして、幼稚園は時間が早いものですから、働いている母親にとってはやはり保育園にという方向になるのかと思いますが、そこで、このような検討がされているというのは期待できるなと思いました。

また、先生のお話を聞いて勉強になりました。ありがとうございました。

富田委員

資料1の5ページ目のところで、農林課と福祉課の方の1番から8番までの施設については、すぐには無理だと思いますが、ここにかかなりの金額がかかっているの、ある程度は市が補助しつつ、例えば、地区の公民館や自治会館と同じような扱いをして運営ができないのかということをご検討いただけないかと思いました。千浜会館・睦三会館と浜野会館は、ここに出てくるまでは自分の地元施設と同じものだと思っていましたが、性質が違うということを知ったので利用の観点から、改善センターについては、図書館もあると思うので、ある程度図書館まで足を運べない方が、そこで本を借りたりして使っているのが現状だと思うので、完全に切るのではなく、ある程度の補助はしつつ、自治体に運営を任せていくような形をとれないでしょうか。担当課の方いかがですか。

鈴木環境経済部長

改善センターですが、まさにおっしゃっているように、ちょうど旧村の単位くらいにあるものですからそのように考えています。ただ、受け皿となるのが地域で、自治会の役員さんですか、常に1年で交替ということもあり、なかなか受けていただける形が取れない状況です。

富田委員

今のことなのですが、まちづくり協議会が設立されて、大坂地区では今使っている施設の所でセンター長の下に週3回午前中だけパートに来てくれる女の子がいます。センター長プラス毎日でなくても構わないので、週3日だけ開けますとか、そのような形で午前中だけアルバイトという開館の仕方もあると思いますがいかがですか。

鈴木環境経済部長

地区センターとして、今おっしゃっているような形になろうと思いますが、ただ、千浜は地域の人だけで週に何時間かということでこの施設を管理しきれぬのかと考えると、ちょっと厳しいのかなと。施設が大きいので地域の負担になってしまうかもしれませんので、ただ、地域でやっていただければそれがベストだと思います。あとは、山崎は地区が4つに分かれている。その中で、受けてくれるところがあるかどうか。

大淵はドンピシャなので大丈夫だと思います。

鈴木副会長

企画政策部長さんに質問ですが、人員が減るという話をしていましたが、減った場合、職員総数の定員が減るというように考えてよろしいですか。

鈴木企画政策部長

はい。

鈴木副会長

別の部署に貼り付けたりして、変わらないということにならないですよ。要するに、職員の定員数を減らすことにつなげて欲しいのです。

鈴木企画政策部長

例えば、施設を廃止をしたら、その職員は新規採用しません。ただ、例えば幼稚園の再編であるとか、今ファシリティマネジメントを進めていますが、施設を統合するとか、複合化するので、そこにまずは職員をとということで、異動させることはあると思います。今の議論では、それぞれの施設はあり方であるとか、民間にできることは民間にとということで進めています。

南会長

民間に代わる場所は減らして良いだろう。けれども、福祉のケースワーカー等、いくつか本当に役所としての専門知識を持ちながらきちんと市民に対応しなければいけないという部分は、逆に人が足りないところもある。ただ、人口や税収がどんどん減っていくので、やはり、市の職員を民間に置き換えるという傾向は、たぶん変わらないのだろうと思うんです。ですから、今いろいろな議論をしましたが、今の時点ではまさかまだだろうと思ってらっしゃるかもしれませんが、あと5年、10年か、或いは経済的な情勢がゴロっと変わったり、大災害が起こった時には、逆にもっと進めなくてはいけないことなるかもしれない。ちょうど、夕張市の破綻から10年経ち、新聞やその他で特集されていますが、あそこは市の職員数が半減しました。給料も15%カットで、それでも住民負担がものすごく上がってしまった。破綻というのはそういうものなんだと。未だにまだ200億円以上の借金を返さなくてはいけない。何もできないですよ。でもなんで市民がいるのかというと、年金生活者が非常に多くて、他に移れないというのがあって、人口が急減することはないらしいですけど、住民負担は非常に重い。こういったことが日本全体で起ころうとしているので、公務員がやらなくて良いところは民間に任せる。これから公共施設そのものに対してどのように考えるのかという議論を進めていきたいと思いますが、今私が見ている範囲では、稼働率は総じて20%、時間的面積的に見ると、どの施設も20%を上回るというのは相当厳しいことです。つまり20%くらいしか動いていない。その施設を日常的に使っている方は、平均的に見ると全人口のせいぜい5%~10%の間です。図書館が15%くらいです。無作為抽出でアンケート調査するとよく分かります。従って、大型の公共施設そのものは、今すぐ1/3に減らしても、困る方はたぶんものすごく少ない。困っていてもみんな

で融通しあうと全部納まってしまうというのが、数字上ではできるはずですが、ただ、現実的にはすぐにそれができるとは、私も思っていませんから、いろんな創意工夫をしなくていけない。それは公共施設のところで、もう一回別の議論をさせていただきと思っています。とりあえず、まず入口で公務員がやらなくても良い仕事を割り出し、その上で全体として、経費は縮小するけれどサービス水準は上がるという、日本における最先端の市になるには、そうした方式が一番良いと思います。現在の人口減少という流れの中ではやらざるを得ない。今日はきつい言葉で言ったこともお詫びしますが、世の中の流れというのは、市民感情としても、少しそのようなことがあるのだとお受け取りいただきたいです。

冷静な議論を進めたいと思いますので、引き続き御協力をお願いします。

ということで、今日の審議会としては次回に向けて宿題というか資料提出をいただいて、ある一定の方向は、次回出していきたいなと思っています。その上で今度は施設マネジメントやその他いろんな改革について、議題として提起しながら進めていきたいと思っています。

4 その他（次回開催日等）

山本企画政策課長

ありがとうございました。

次に「その他」といたしまして、次回審議会の開催日の日程調整をさせていただければと思います。

《 日 程 調 整 》

それでは次回は、8月9日に開催いたします。時間については、再度調整させていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

5 閉会

山本企画政策課長

これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。

本日は、誠にありがとうございました。